事業主の方へ

第2号被保険者が、個人型確定拠出年金(iDeCo)に新たに加入する場合、 事業主の方に以下のお手続きを行っていただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

1. 加入希望者に対する事業主のお手続き

●従業員や役員の方より加入希望の申出があった場合、事業主さまは以下のお手続きをご対応ください。

(1) 事業所登録

- ・ 第 2 号被保険者の方が電子申請で iDeCo の申込を行う場合、事業主さまは事前に「個人払込」の事業所 登録を行い、通知される登録事業所番号を「事業所登録申請書 兼 第 2 号加入者に係る事業主の証明 書」にご記入いただく必要があります。
- ・事業所登録が未済の場合は、「事業所登録申請書(事前登録用)」を下記宛先までご提出ください。
 - 送付先 〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-2 新宮ビルB1階 アルティウスリンク株式会社内 国民年金基金連合会 事務処理センター 事業所登録受付担当 宛
- 後日届く事業所登録通知書に記載の番号をお確かめの上、証明書に記入してください。

(2)証明書の作成

- ・ 「事業所登録申請書 兼 第 2 号加入者に係る事業主の証明書」に、事前登録済みの登録事業所番号を 含め、必要事項を記載ください。
- ・なお、フローチャートは提出不要です。

2. ご提出書類の記入見本について

「事業所名称(フリガナ)、証明日の記入もれがないことをご確認ください

●以下のみずほ銀行ウェブサイトに書類の記入見本が掲載されておりますので、ご確認ください。

「事業主の方へ」

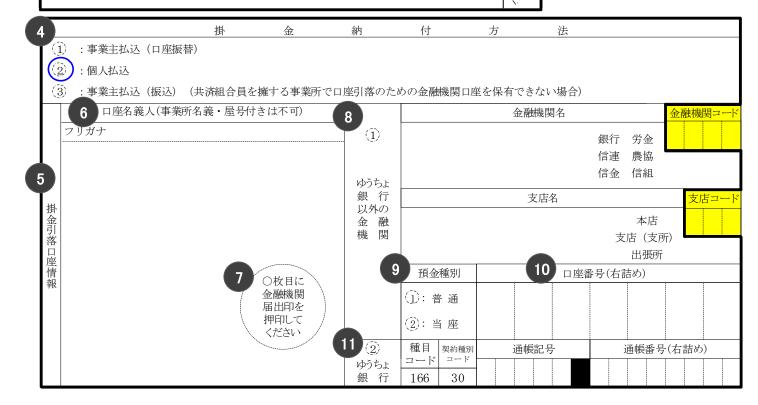
https://www.mizuhobank.co.jp/retail/products/ideco/tetsuduki/owner/index.html



【K-029号】事業所登録申請書(事前登録用) 記入要領



3 ▼ 共済組合員を擁する事業所の場合は、レ点をご記入ください。



- 2 登録事業所名称
 - 登録事業所名称は正式名称で記載してください。
- 2 事業主名称又は氏名/申請ご担当者名 事業主名称又は氏名は代表者にあたる方の氏名および申請ご担当者名を記載してください。

く注意事項>

- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。 (選択肢が、該当する数字に○印を付けてください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。 (「掛金引落口座情報」を訂正する場合は、訂正印として金融機関届出印の押印が必要 です。)
- 事業主払込(振込)、事業主払込(口座振替)の納付方法で登録する場合は、それぞれの 納付方法の事務処理が行えることを確認してください。
- 掛金納付方法で事業主払込(口座振替)を選択した場合は必ず「預金口座振替依頼書・ 自動払込利用申込書(K-007B)」をあわせて提出してください。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 3 共済事業所チェック

国家公務員共済組合または地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入員の事業所の場合、レ点を記入してください。

- 4 掛金納付方法
 - ・該当する数字に○印を付けてください。
 - ・金融機関の引落口座から引落をする場合は、「1.事業主払込(口座振替)」を選択してください。
 - ・加入者個人の口座から引落をする場合は、「2. 個人払込」を選択してください。
 - ・金融機関の引落口座がなく事業主が請求に対して振込を行う場合は、「3. 事業主払込(振込)」を選択してください。
 - ・複数の掛金納付方法を登録する場合は、必要な掛金納付方法の数字に○印を付けてください。 ただし、「1. 事業主払込(口座振替)」「3. 事業主払込(振込)」の同時併用は出来ないため いずれか一方を選択してください。
 - ・電子申請の場合、「個人払込」を選択してください。
- 5 掛金引落口座情報

掛金納付方法で事業主払込(口座振替)を選択した場合は、記入してください。

- 6 口座名義人(事業所名義に限定・屋号付きは不可)
 - 口座名義人は、フリガナも含めて正式に記載してください。
- **金融機関届出印**

2枚目以降で押印が必要な箇所に、口座振替をする金融機関届出印を押印してください。

😱 ゆうちょ銀行以外の金融機関

掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、「1」に〇印を付け、金融機関名、本店・支店名を記入してください。

9 預金種別

該当する預金種別の数字に○印を付けてください。

10 口座番号(右詰め)

預金通帳の口座番号を右詰めで記入してください。

ゆうちょ銀行

掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、「2」に○印を付け、預金通帳の記号と番号を 右詰めで記入してください。

事業所登録申請書(事前登録用)

事務処理 センター用

拠

国民年纪	企基金連合	会								セン	9一用
届書 コード	1 3 0 6 2										_
	登	録	Į	事	業	所		名	称		企業名称区分
フリガナ											
	登	録	事	業	Ē	近	所	在	地		市区町村コード
フリガナ											
Ŧ	_				連絡	先電話番	号 (_	_)	
	都 道 府 県	郡		市 区 町 村							
	事	業	主	名	称	又	は	氏	名		
フリガナ											
							(申	請ご担当者?	名)

共済組合員を擁する事業所の場合は、レ点をご記入ください。

/
N. /
\ \·

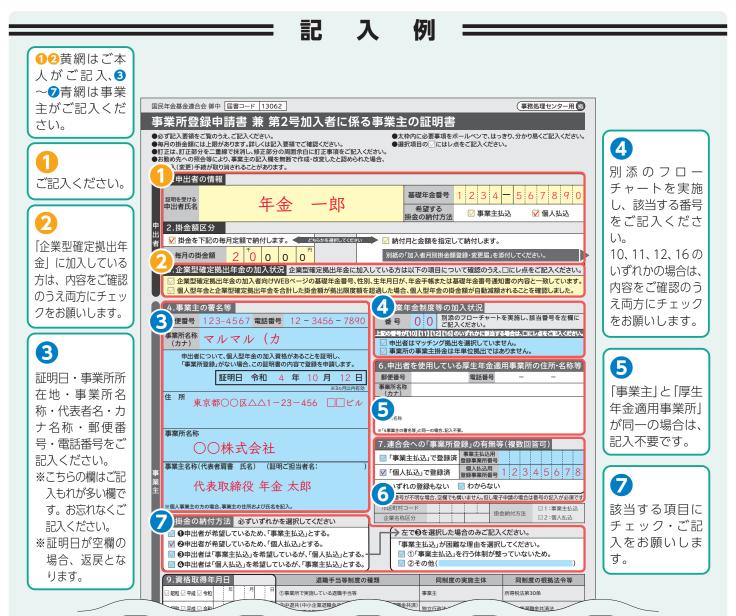
L		掛	金	納	付	方	法		
- Ç): 事業主払込(口座振権	拲)							
(:個人払込								
(: 事業主払込(振込)	(共済組合員を	擁する事業所で口	座引落のたる	めの金融機関口	座を保有できな	い場合)	_	
	口座名義人(事業所	「名義・屋号付	きは不可)			金融機	関名		金融機関コード
	フリガナ			(<u>1</u>)			ģ	銀行 労金	
								信連 農協 [■] 信金 信組	
				ゆうちょ 銀 行			洛		支店コード
掛金引落				以外の 金 融 機 関				本店	
■落□□				1及 内				支店(支所) 出張所) -
口座情報					25人毛田	1	口供亚口		
報			○枚目に		預金種別		1	号(右詰め)	
			金融機関 届出印を		①: 普通				
			押印して ください		②: 当座				
		`		(2)	種目 契約種別	通帳記	号	通帳番号(右詰め)
				ゆうちょ 銀 行	コード コード 166 30				

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。

		事務処理セン	/ 夕一使用欄	
各種届書・添付書類	事セ 確認	採番する掛金の納付方法	採番した登録事業所番号	事務処理センター
預金口座振替依賴書		事業主払込(振込)で採番		
		事業主払込(口座振替)で採番		
		個人払込で採番		

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

本証明書は申出者様の個人型年金の加入資格および掛金の上限額を事業主様に証明いただくものです。 項目1は加入申出者ご本人が、項目2以降は勤務先のご担当者がご記入ください。 また、訂正は訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。



該当する□にレ点をご記入ください。 【事業主払込用登録事業所番号】

- ・「事業主払込で登録済」をご選択された方はご記入
- ・事業所番号が不明な場合は、空欄でも構いません。

【個人払込用登録事業所番号】

- ・「個人払込で登録済」をご選択された方はご記入ください。
- ・事業所番号が不明な場合は、空欄でも構いません。ただし オンライン申込の場合は、事業所番号を必ずご記入ください。

この書類は、個人型年金の加入者資格および掛金の上限額を確認するための書類です。

第2号被保険者(厚生年金保険の被保険者)の方が加入される場合は必ず必要な書類ですので、現在の勤務先に作成 を依頼してください。

《ご注意》 事業主》個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認のフローチャートで「個人型 年金への加入資格がありません」に該当した場合は掛金を積み立てることが出来ません。 事業主控えは返却致しませんのでご了承願います。

フローチャートは提出不要です

事業主

個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

- ●事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況をご確認ください。
- ●該当項目の☑にはレ点をご記入ください。
- ●企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。
- ●加入資格がある場合は、2桁の数字(00~16)を左記の項目5の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。
- ●厚生年金基金は企業年金制度の一つで、厚生年金とは別の制度になります。

事業所に企業型確定拠出年金制度があります。

- ※事業所に企業型確定拠出年金制度がある場合でも、
 - 私立学校教職員共済制度(長期)を実施している場合は
 - 「□いいえ」にレ点をご記入ください。

▽はい



申出者は以下のいずれかに該当します。

- ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
 - (※1)厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

□はい →

拠出限度額 月額 12,000 円

- ☑13 厚生年金基金
- ☑14 確定給付企業年金
- ☑15 石炭鉱業年金基金
- ※複数に該当する場合は、該当する中で一番数字の 大きいものに、レ点をご記入ください。
- (例)「13」と「14」の両方に該当する場合は、「14」に レ点をご記入ください。

✓いいえ

申出者は共済組合員(※2)です。

(※2)国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の長期組合員、 私立学校教職員共済制度の長期加入者 ☑はい

共済組合員の方は

「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」をご使用ください。

✓いいえ

拠出限度額 月額 23,000 円

✓00 他に企業年金制度なし (厚生年金にのみ加入)

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。

図はい

☑いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。

- ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
 - (※1)厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

拠出限度額 月額 12,000 円

- ☑13 厚生年金基金
- ☑14 確定給付企業年金
- ☑15 石炭鉱業年金基金

☑いいえ

∨はい

_{ハえ} 拠出限度額 月額 23,000 円

図00 他に企業年金制度なし (厚生年金にのみ加入)

企業型確定拠出年金について次のいずれか若しくは 両方に該当します。

- ●申出者はマッチング拠出を選択しています。
- ●事業所の事業主掛金は年単位拠出になっています。

☑はい

個人型年金への加入資格がありません。

∨いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。

- ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
- (※1)厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

▽はい

拠出限度額 月額 12,000 円

- ☑11 企業型確定拠出年金 および厚生年金基金
- ☑12 企業型確定拠出年金 および確定給付企業年金
- ☑16 企業型確定拠出年金 および石炭鉱業年金基金
- ※拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。

☑いいえ

拠出限度額 月額 20,000円

- ☑10 企業型確定拠出年金
- ※拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。

厚生労働省・国民年金基金連合会から事業主の方へ

iDeCoの申込みには、法令に基づき事業主の証明が必要です。ご協力をお願いいたします。 ご不明な点がありましたら、下記まで。

Web: iDeCo公式サイト内「事業主の方へ」

TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105

事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。

採番する掛金の納付方法 採番した登録事業所番号

☑ 事業主払込で採番☑ 個人払込で採番

- ●毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入要領でご確認ください。
- ●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- ●お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・改変したと認められた場合、 本加入(変更)手続が取り消されることがあります。
- ●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- ●選択項目の☑にはレ点をご記入ください。

	1.申出者の情報				
	証明を受ける申出者氏名		希望	∓金番号 望する 納付方法 ☑ 事業主払	△ 図 個人払込
	2.掛金額区分				
Ĭ	☑ 掛金を下記の毎月定額で納付し		☑ 納付月と金	額を指定して納付します。	
	毎月の掛金額	0 0	別紙の「加入者	「月別掛金額登録・変更届」を添	付してください。
ı	3.企業型確定拠出年金の加入料	大況 企業型確定拠出年金に加入して	ている方は以下の	D項目について確認のうえ、	□にレ点をご記入ください。
	I <u> </u>	tWEBページの基礎年金番号、性別、生 を合計した掛金額が拠出限度額を超過			
	4.事業主の署名等		5.企業年金制		
	郵便番号電話都		番号		を実施し、該当番号を左欄に
	事業所名称			1】【12】【16】のいずれかに該当する ・チング拠出を選択していま1	5場合は、□にレ点をご記入ください。 さん。
	申出者について、個人型年金の加え		☑ 事業所の事業	美主掛金は年単位拠出ではあ	5りません。
ı	「事業所登録」がない場合、この証明	月書の内容で登録を申請します。	6.申出者を使	用している厚生年金適ん	用事業所の住所・名称等
	証明日 令和	年 月 日	郵便番号	電話番号	
	L 住 所	※3ヵ月以内有効	事業所名称(カナ)		
			住 所		
ı			事業所名称		
	 事業所名称		※「4事業主の署名等」と同]一の場合、記入不要。	
			7.連合会への	「事業所登録」の有無等	(複数回答可)
			☑「事業主払辺	」で登録済 登録事業所番号	
自	事業主名称(代表者肩書 氏名) (語	証明ご担当者名:)	☑「個人払込」	で登録済 個人払込用 登録事業所番号	
Ē			☑ いずれの登録		
ı	┃ ┃ ┃※個人事業主の方の場合、事業主の住所および氏:		事業所番号が不明な 市区町村コード	場合、空欄でも構いません。但し電子	申請の場合は番号の記入が必須です 図 1:事業主払込
	8.掛金の納付方法 必ずいずれ	かを選択してください	企業名称区分	金柱	於納付方法 ☑ 2:個人払込
	☑ ●申出者が希望しているため、「		左で②を	 を選択した場合のみご記入	ください。
ı	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		_		— (±) \
ı		回入はたってする。	┃ ┃ 「事業主持	ム込」が困難な理由を選択し	してくたざい。
	☑ ❸申出者は「事業主払込」を希望	!しているが、「個人払込」とする。	☑①『事	業主払込」を行う体制が整	
	☑ ❸申出者は「事業主払込」を希望☑ ❹申出者は「個人払込」を希望し	!しているが、「個人払込」とする。		業主払込」を行う体制が整	
	☑ ❸申出者は「事業主払込」を希望☑ ❹申出者は「個人払込」を希望9.資格取得年月日	しているが、「個人払込」とする。 ているが、「事業主払込」とする。 退職手当等制度の種類	☑ ①「事 ☑ ②そ0	業主払込」を行う体制が整	
	図申出者は「事業主払込」を希望 図申出者は「個人払込」を希望し 9.資格取得年月日 図昭和 図平成 図令和 年 月	しているが、「個人払込」とする。 ているが、「事業主払込」とする。 退職手当等制度の種類 ①事業所で実施している退職手当等	☑ ①「事 ☑ ②その i	業主払込」を行う体制が整 D他(っていないため。
	図申出者は「事業主払込」を希望 図申出者は「個人払込」を希望し 9. 資格取得年月日 図昭和 図平成 図令和 年 月 図昭和 図平成 図令和 日 月 日 日	としているが、「個人払込」とする。 ているが、「事業主払込」とする。 退職手当等制度の種類 ①事業所で実施している退職手当等 ②中退共(中小企業退職金共済) 建退共(選 清退共(清酒製造業退職金共済) 林退共(材	② ① 「事 □ ② そ の □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	業主払込」を行う体制が整 D他(同制度の実施主体 ^{5業主}	っていないため。) 同制度の根拠法令等
	図申出者は「事業主払込」を希望 図申出者は「個人払込」を希望し 9. 資格取得年月日 図昭和 図 平成 図 令和 年 月 日 図昭和 図 平成 図 令和 年 月 日	としているが、「個人払込」とする。 ているが、「事業主払込」とする。 退職手当等制度の種類 ①事業所で実施している退職手当等 ②中退共(中小企業退職金共済) 建退共(領 清退共(清酒製造業退職金共済) 林退共(材 到 3特退共(特定退職金共済契約)	② ① 「事 ② ② そ の ② と の ② と の ② と の ② と の ③ ・	業主払込」を行う体制が整 D他(同制度の実施主体 事業主 由立行政法人勤労者退職金共済機構	っていないため。) 同制度の根拠法令等 所得税法第30条
	図申出者は「事業主払込」を希望 図申出者は「個人払込」を希望し 9. 資格取得年月日 図昭和図平成図令和 年 月 日 図昭和図平成図令和 年 月 日 図昭和図平成図令和 年 月 日	としているが、「個人払込」とする。 ているが、「事業主払込」とする。 退職手当等制度の種類 ①事業所で実施している退職手当等 ②中退共(中小企業退職金共済) 建退共(関 清退共(清酒製造業退職金共済) 林退共(材 ③特退共(特定退職金共済契約)	② ① 「事 ② ② そ の ② と の ② 未 の ② 未 の ② 未 の ③ 本 は の は の は か は か は か は か は か は か は か は か	業主払込」を行う体制が整 D他(同制度の実施主体 事業主 由立行政法人勤労者退職金共済機構	っていないため。) 同制度の根拠法令等 所得税法第30条 中小企業退職金共済法
	図申出者は「事業主払込」を希望 図申出者は「個人払込」を希望し 9. 資格取得年月日 図昭和 図 平成 図 令和 年 月 日 図昭和 図 平成 図 令和 年 月 日 図昭和 図 平成 図 令和 年 月 日	しているが、「個人払込」とする。 ているが、「事業主払込」とする。 退職手当等制度の種類 ①事業所で実施している退職手当等 ②中退共(中小企業退職金共済) 建退共(領済過製造業退職金共済) 林退共(材) ③特退共(特定退職金共済契約)	② ① 「事 ② ② そ の ② と の ② と の ② と の ③ を は か は か は か は か は か は か は か は か は か は	業主払込」を行う体制が整 D他(同制度の実施主体 事業主 由立行政法人勤労者退職金共済機構 時定退職金共済団体(例)商工会議所	っていないため。 同制度の根拠法令等 所得税法第30条 中小企業退職金共済法 所得税法施行令第73条第1項第1号
	図申出者は「事業主払込」を希望 図申出者は「個人払込」を希望 9. 資格取得年月日 図昭和 図平成 図令和 年月日 図昭和 図平成 図令和 年月月 図昭和 図平成 図令和 日月 図昭和 図平成 図令和 日月 日日 図昭和 図平成 図令和 日月 日日	しているが、「個人払込」とする。 ているが、「事業主払込」とする。 退職手当等制度の種類	① ①「事 ② ② そ 0 連設業退職金共済) * * * 4	業主払込」を行う体制が整 の他(同制度の実施主体 事業主 地立行政法人勤労者退職金共済機構 特定退職金共済団体(例)商工会議所 地立行政法人福祉医療機構	つていないため。 同制度の根拠法令等 所得税法第30条 中小企業退職金共済法 所得税法施行令第73条第1項第1号 社会福祉施設職員等退職手当共済法 所得税法施行令第72条第3項第8号
	図申出者は「事業主払込」を希望 図申出者は「個人払込」を希望 の申出者は「個人払込」を希望 のの申出者は「個人払込」を希望 のの申出者は「個人払込」を希望 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	しているが、「個人払込」とする。	① ①「事 ② ② そ 0 連設業退職金共済) * * * 4	業主払込」を行う体制が整 の他(同制度の実施主体 事業主 地立行政法人勤労者退職金共済機構 特定退職金共済団体(例)商工会議所 地立行政法人福祉医療機構	っていないため。 同制度の根拠法令等 所得税法第30条 中小企業退職金共済法 所得税法施行令第73条第1項第1号 社会福祉施設職員等退職手当共済法

証明を受ける申出者氏名

フローチャートは提出不要です

事業主

個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

- ●事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況をご確認ください。
- ●該当項目の☑にはレ点をご記入ください。
- ●企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。
- ●加入資格がある場合は、2桁の数字(00~16)を左記の項目5の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。
- ●厚生年金基金は企業年金制度の一つで、厚生年金とは別の制度になります。

事業所に企業型確定拠出年金制度があります。

- ※事業所に企業型確定拠出年金制度がある場合でも、
 - 私立学校教職員共済制度(長期)を実施している場合は
 - 「□いいえ」にレ点をご記入ください。

図はい

▽いいえ

申出者は以下のいずれかに該当します。

●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。

••••

(※1)厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

☑はい

拠出限度額 月額 12,000 円

- ☑13 厚生年金基金
- ☑14 確定給付企業年金
- ☑15 石炭鉱業年金基金
- ※複数に該当する場合は、該当する中で一番数字の 大きいものに、レ点をご記入ください。
- (例)「13」と「14」の両方に該当する場合は、「14」に レ点をご記入ください。

申出者は共済組合員(※2)です。

(※2)国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の長期組合員、 私立学校教職員共済制度の長期加入者 ☑はい

共済組合員の方は

「第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用)」をご使用ください。

☑いいえ 。

拠出限度額 月額 23,000 円

図00 他に企業年金制度なし (厚生年金にのみ加入)

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。

☑はい

☑いいえ

拠出限度額 月額 12,000 円

- ☑13 厚生年金基金
- ☑14 確定給付企業年金
- ☑15 石炭鉱業年金基金

申出者は以下のいずれかに該当します。

- ●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。
 - (※1)厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

☑いいえ 。

∨はい

拠出限度額 月額 23,000 円

図00 他に企業年金制度なし (厚生年金にのみ加入)

企業型確定拠出年金について次のいずれか若しくは 両方に該当します。

- ●申出者はマッチング拠出を選択しています。
- ●事業所の事業主掛金は年単位拠出になっています。

☑はい

個人型年金への加入資格がありません。

∨いいえ・

申出者は以下のいずれかに該当します。

●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。

(※1)厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

☑はい 🔪

☑ いいえ •

拠出限度額 月額 12,000円

- ☑11 企業型確定拠出年金 および厚生年金基金
- ☑12 企業型確定拠出年金 および確定給付企業年金
- ☑16 企業型確定拠出年金 および石炭鉱業年金基金
- ※拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。

厚生労働省・国民年金基金連合会から事業主の方へ

iDeCoの申込みには、法令に基づき事業主の証明が必要です。ご協力をお願いいたします。 ご不明な点がありましたら、下記まで。

Web: iDeCo公式サイト内「事業主の方へ」

TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105

拠出限度額 月額 20,000 円

☑10 企業型確定拠出年金

※拠出限度額は事業主掛金により調整される場合があります。